

介護保険住宅改修制度の適正な利用について

1. 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。

一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

(第 14 回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋 (H10.8.24))

以上のことから、住宅改修は高齢者の自立支援のために効果が期待できるものについてのみ対象となります。また、金額についても必要最低限の改修に通常要する費用を勘案し、住宅改修費の支給限度額は 20 万円、保険給付の額は 18 万円 (2 割負担の場合は 16 万円)に設定されています。

2. 住宅改修の適正な利用のために配慮すべきポイント

(1) 工事の必要性

介護保険制度を利用するため、介護支援専門員、事業者、それぞれが専門的な観点から、利用者の自立を支援するために必要な住宅改修の内容を検討します。

(2) 利用者への説明

他の介護保険サービスと同様、制度利用にあたり、介護支援専門員、事業者は利用者に対し住宅改修の内容について十分に説明する必要があります。

利用者や家族が希望しても、自立を支援する観点から、必要性が低いものについては現時点では無理に改修する必要がないことを説明します。

(3) 適正価格

限度額は一律 20 万円であるため、利用者の心身状態の変化に合わせた追加の改修にも対応できるよう適正価格での施工が求められます。

3. 住宅改修の視点と流れ

(1) 利用者及び家族の生活全体の把握

現在どのような問題が発生しているのか、本人・家族それぞれの生活状態を確認します。

(2) 生活動線の確認

現在の生活動線を確認し、これからの生活動線の検討・提案を行ってください。本人も家族も高齢になり今までできていたことができなくなるにつれ、現在の生活動線の再構築が必要となります。

(3) 本人及び家族の希望の確認

住宅改修を行うことによって本人及び家族がどのような状態になることを望んでいるのか、希望を確認します。

(4) 生活動線上の片付けや家具等の配置換え及び福祉用具利用の視点を必ず持つ

① 住み方の工夫

居室を変更したり、後片付けをしたり、ベッドや家具の配置換えを検討します。

② 福祉用具の利用

住宅改修と福祉用具のセットで検討します。同じ段差の解消でも福祉用具による解消、住宅改修による解消等方法が複数ある場合があります。

(5) 介護者の確認

日頃どのように介護しているのか、介護負担がどの程度あるのかを確認します。

(6) 改修規模と費用の確認

見積金額が適正か否かを確認するためにも、複数業者から見積もりを取ることが望ましい。

申請書類の注意点について

「御前崎市介護給付適正化計画」の中で、「住宅改修等の点検」について専門職等による申請書類の全件点検を実施することと定めています。また、平成 30 年度から交付が行われる「保険者機能強化推進交付金」に関する取組の中でも、住宅改修・福祉用具の利用に際し、専門職が関与する仕組みを設けているかが評価されることとなっているため、御前崎市では理学療法士、主任介護支援専門員を交えた点検を実施しています。

事前申請は、書類審査が基本となりますので、理由書等に利用者宅の現状がどうなのか、何に困っているのかを詳細に記載し、設置したことによる今後の見通しまでをしっかりと検討していることが読み取れるよう書類作成をお願いします。

1 理由書

(1) 理由書の位置づけ

理由書は、在宅サービスにおけるケアプランに該当します。この理由書によってどのような住宅改修を行うかが決まります。そのため、申請書類の中でも特に重要な書類となります。

(2) 理由書の作成者

理由書作成者は、担当の介護支援専門員（介護予防サービスを利用の場合は地域包括支援センターの介護予防ケアプラン作成担当者）、介護（介護予防）サービスを利用していない方は、介護支援専門員や地域包括支援センター、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2 級以上、その他これに準ずる資格を有する者であって、住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分に専門的知識を有すると認められる方が理由書を作成することができます。

(3) 理由書の見方

理由書は、アセスメントと計画に分けて考え、必要な内容が記載されているのは当然として、以下のポイントに留意してください。

- ①身体状況、家屋の問題点が明確か
- ②身体状況と比較して、改修の内容は適切か
- ③改修により問題は解決されるのか
- ④日常生活上、必要なものか
- ⑤住宅改修でなければ問題解決できないのか
- ⑥本人・家族が望むままの計画になっていないか
- ⑦保険制度の趣旨を逸脱していないか

2 見積書

(1) 改修箇所ごとに分けて記載

住宅改修の見積書は、改修箇所別に必要性を審査するため、改修内容を箇所別に分けて作成してください。具体的には、同じ浴室に手すりを2本取り付ける場合は、浴室手すりとしてまとめて計上するのではなく、1本ずつ部材費、取付費を分けて作成します。

また、部屋名・工事部分・工事の名称・工事の内容（仕様・長さ・面積）・単価・数量・金額・品番・メーカー名を明記し、工事規模の内容が明確に分かるものを作成してください。

- ・〇〇工事一式の記載では不可です。
- ・保険給付対象外の工事費用が含まれている場合には、保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別して記入したものがが必要です。

(2) 部材の使用量

使用する部材数は、適切に見積書に計上してください。1回の工事で多くの手すりを取り付ける場合に部材数が過剰に計上されていないか確認が必要です。

(3) 取付費

取付費が相場と比べて高い金額で計上されていないか確認してください。複数業者の見積りで比較するなど、適正価格かどうかの確認が必要です。

(4) 諸経費

諸経費は、工事全体の10%とするのが一般的です。諸経費が一般的な水準より高額な場合は、事業者から理由を確認してください。通常より部材費の値引率が高い等、合理的な理由がない場合は、金額修正の検討を依頼してください。

(5) 運搬費・養生費・処分費の計上

運搬費の内訳は、ガソリン代や搬入が考えられます。しかし、リフォーム工事と異なり、住宅改修は手すり取付工事等、小規模な工事を中心であり、そのような経費を別途計上することは認められません。ただし、運搬の負担が通常より大きくなることが想定される大規模な工事の場合には、事例ごとに適否を判断します。

また、扉・便器等の交換に係る処分費で、工事を行う際に付帯して必要となる場合は処分費として計上できますが、部材を包んでいた箱や発泡スチロール等については、処分費として別途計上することはできません。

3 写真・図面

(1) 改修箇所が確認できる写真

写真は、改修を行う場所や位置が分かるものを添付してください。段差の改修の場合には、設置箇所のみではなく、当該障害など周囲の状況が分かる写真も添付してください。

また、手すりの設置個所に物が置いたままになっている場合や、家具等が邪魔になり全体が確認できない場合は、障害物を撤去して撮影するようお願いします。

(2) 写真の日付

日付が写っていない写真での申請は認められません。必ず、日付が写りこんでいる写真を添付してください。カメラに日付機能がない場合には、黒板や紙等に日付を記入し、工事箇所に置いて写真撮影をしてください。

(3) 必要な生活空間を記載（動線確認）

家屋内の移動を目的として、特に廊下等に手すりを設置する場合は、利用者の生活動線を把握できるよう廊下だけでなく居室を記載する必要があります。

図面に居室を記載し、動線が分かるよう記載してください。

(4) 取付位置の確認（動線上、矛盾はないか等）

利用者の身体状況や家屋内の状況から、手すり等の設置位置が適切か確認してください。（動線とは関係ないところに手すりが設置されていないか、利用者の身体状況と設置内容に矛盾がないか等）

4 領収書

- ・必ず、「被保険者氏名」を記入してください。（名字のみや上様等は不可、介護保険の住宅改修は、被保険者が行った場合に支給されます。）
- ・原則、申請書類として提出していただく領収書は、原本とします。ただし、本人が原本所持を希望している場合は、窓口に原本とコピーの両方を提示してください。
- ・住宅改修にかかった費用に、住宅改修対象外の金額が含まれている場合は、内訳書で対象金額を確認することが必要です。自己負担額（1割・2割分）が分かるようにしてください。
- ・被保険者の家族自ら行う場合には、材料ごとに購入金額が明記されているものに限ります。（給付の対象となるものは材料費のみとなります。）
- ・「但し」の欄には、「介護保険住宅改修として」や「介護保険住宅改修〇〇工事」などと記載してください。
- ・印紙税法に基づき、5万円以上100万円以下の領収書については、200円の収入印紙を貼付してください。

5 内訳書

部屋名・工事部分・工事の名称・工事の内容（仕様・長さ・面積等）・単価・数値・金額・品番・メーカー名等を明記し、工事規模の内容が明確に分かるようにしてください。

- ・「〇〇工事一式」は不可です。
- ・写真現像代は給付対象外です。
- ・工事の着工日と完成日を必ず記載してください。
- ・必要に応じて図面を添付してください。
- ・保険給付対象外の工事費用が含まれている場合には、保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別して記入してください。

※住宅改修費の申請に必要な書類や手続きの流れについては、別冊「御前崎市介護保険制度における住宅改修の手引き」を御確認ください。

介護保険の対象となる住宅改修の取扱いについて

住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類（平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号）

（１）手すりの取付け

住宅改修告示第 1 号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものをいいます。

手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。なお、貸与告示第 7 項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれます。

（２）段差の解消

住宅改修告示第 2 号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものをいいます。

ただし、貸与告示第 8 項に掲げる「スロープ」又は購入告示第 3 項第 5 号に掲げる「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第 3 号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。

（４）引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第 4 号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。ただし、引き戸等への扉の取替えに合わせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象となりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第 5 号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋式便器に取替える場合が一般的に想定されます。ただし、購入告示第 1 項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象となりません。

(6) その他 (1) から (5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第 1 号から第 5 号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられます。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床又は通路面の材料の変更

床材変更のための下地補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

介護保険住宅改修における実地調査について

1 目的

介護保険制度における「介護給付適正化」は、利用者の心身の状況に合った適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることにより、制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度構築に資するものとされています。

介護給付適正化事業は、介護保険法第 115 条の 45 第 3 項第 1 号において、地域支援事業に位置付けられ、「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」「介護給付費通知」が主要 5 事業とされます。

「御前崎市介護給付適正化計画」の中で、「住宅改修等の点検」でも専門職等による全件点検を実施し、必要に応じて申請者の居宅を訪問し、実地調査を行うことにより、「住宅改修」の適正化をさらに推進することとしています。

平成 30 年度からは、「保険者機能強化推進交付金」の介護保険運営の安定化に資する施策の推進の項目に、介護給付の適正化があり、住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みの設置の有無が、評価項目に定められています。

2 調査内容

住宅改修の対象となる改修工事について、申請内容等に関する調査、住宅改修の給付内容の評価、改修内容についての助言・指導等を行います。

3 調査の流れ

(1) 事前申請書類の受理

(2) 書類確認

御前崎市から、担当介護支援専門員に疑問点等の確認を行います。

※退院前訪問指導を実施している場合、担当介護支援専門員を通じて、現場を確認した専門職に対して意見照会を行うことがあります。

(3) 日程調整

現地確認が必要な場合、御前崎市より担当介護支援専門員に利用者及び施工業者との日程調整を依頼します。

(4) 実地調査

関係者立会いのもと、申請内容との整合性を確認し、改修内容が適正か調査し、必要に応じて助言・指導等を実施します。

(5) 申請書類の修正

担当介護支援専門員は、指示を受けた書類の追加・修正を行います。

(6) 住宅改修事前申請承認通知の送付

※事前申請から支給までの全体の流れについては、別冊「介護保険制度における住宅改

修の手引き」を御確認ください。

4 対象の選定方法

平成 29 年 7 月 7 日老介初 0707 第 1 号「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」の中で、「住宅改修の点検については、改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑であるもの、提出書類や写真からは現状が分かりにくいケース等を特に留意すること。」とされていることから、御前崎市においても、上記指針を踏まえて実地調査が必要と判断した事案を対象とします。

5 事業者に対する質問・検査等

介護保険法第 45 条第 8 項及び同法第 57 条 8 項の規定により、住宅改修の支給に関して必要あると認めるときは、住宅改修を行う者又は住宅改修を行った者に対して、報告、帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、関係者への出頭を求め、又は事業所へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされていますので、御前崎市から実地調査が必要と判断された事案については、速やかに対応してください。

6 調査の時期

調査の時期については、事前申請後（工事前）を基本としますが、住宅改修が完了後、確認が必要と判断した場合は、その改修内容、金額等についても評価の対象とします。

7 実地調査に要する期間

事前申請書類が提出されてから、書類審査で実地調査を行うケースと判断し、実地調査に入り、審査結果を通知するまでの期間は約 1 カ月程度です。（実地調査を行う場合は、書類のみでは審査を行うことができないケース等も含まれるため、書類の再提出等を含め、約 1 カ月程度を見込んでいますが、ケースによって所要期間は変動します。）